

# 令和6年度 清水町水質検査計画

## 1 基本方針

清水町では、皆様に安全でおいしい水道水をご利用いただけるよう、河川などの水源から蛇口に至るまで定期的に水質検査を行い水道水の水質管理に万全を期しています。

この水質検査計画は、過去の水質検査の結果をもとに水道水源の種類や地域性などを踏まえて、採水場所、検査項目及び検査頻度などを定めており、その水質検査結果も公表しております。

また、毎年水源の状況変化や利用者のご要望に応じて計画内容の見直しを行い、安全で安定した水質管理を目指します。

## 2 清水町の水道事業概要

令和5年3月末現在、清水町の一部の地域を除く約7,700人（水道普及率85%）のお客様に水道をご利用いただいております。

令和5年3月末現在

清水町水道事業			
水道名			
給水区域	清水市街 人舞・下佐幌地区	御影市街	熊牛・美蔓地区
計画給水人口	8,700人	1,940人	854人
現在給水人口	5,417人	1,632人	687人
1日最大給水量	4,907m³	833m³	1,925m³
浄水場名	第1浄水場 第2浄水場	御影浄水場	美蔓浄水場 熊牛浄水場 下美蔓浄水場
ろ過方式	緩速ろ過	滅菌のみ	美蔓・熊牛～急速ろ過 下美蔓～滅菌のみ
水源	河川表流水	深井戸3井	深井戸6井

## 3 水質検査箇所

### (1) 原水

水源ごとに検査を実施します。

- ・第1・2浄水場系統～十勝川水系佐幌川支流小林川の河表水を水源としており第2浄水場内で採水します。
- ・御影浄水場系統～№.1井戸、№.3井戸の2井検査します。（深井戸は3井ありますが、№.1井戸と№.2井戸は水脈が干渉しているので毎年交互に実施）御影浄水場内で採水します。
- ・美蔓浄水場系統～№.2深井戸を1井検査します。（深井戸は2井ありますが水脈が干渉しているので毎年交互に実施）美蔓浄水場内で採水します。
- ・熊牛浄水場系統～№.2深井戸を1井検査します。（深井戸は2井ありますが水脈が干渉しているので毎年交互に実施）熊牛浄水場内で採水します。
- ・下美蔓浄水場系統～№.2深井戸を1井検査します。（深井戸は2井ありますが水脈が干渉しているので毎年交互に実施）下美蔓浄水場内で採水します。

## (2) 浄水

各浄水場ごとに配水系統が分かれていますので、浄水場系統に1箇所検査地点を選定し、なるべく末端の給水栓で採水します。(計6箇所)

- ・ 第1浄水場系統～清水終末処理場内で採水
- ・ 第2浄水場系統～下人舞福祉館で採水
- ・ 御影浄水場系統～御影支所で採水
- ・ 美蔓浄水場系統～美蔓亭で採水
- ・ 熊牛浄水場系統～松沢福祉館で採水
- ・ 下美蔓浄水場系統～美蔓福祉館で採水

※試料の採水は午前中に水道課職員が各採水地点で行い、午後から速やかに宅急便で検査機関へ運搬しています。

## 4 検査項目と検査頻度

### (1) 原水(年1回)

1年でもっとも水質が悪化する7～8月に全項目検査を実施します。

クリプトスロジウム対策は、「水道におけるクリプトスロジウム等対策指針」に基づき、クリプトスロジウム等検査及び指標菌の検査を下記のとおり水源の状況に応じて行います。

#### ・第1・2浄水場系統(小林川河表水)

過去に指標菌が検出され、原水は地表水のため「レベル4」に該当しますが、適切なろ過と濁度管理を行っているので、クリプトスロジウム等は年1回、指標菌は定量的な汚染リスクに関する知見の収集のため3ヶ月に1回(年4回)実施します。

※ その他各深井戸については過去クリプトスロジウム指標菌の検出が無いので「レベル1」に該当しますが、今後地殻変動等により、被圧地下水以外の混入及び汚染も考えられるので、「レベル2」に引き上げて、原水の指標菌検査を3ヶ月に1回実施して監視していきます。

### (2) 浄水

本町は、法令で定められた検査頻度を基本とし、過去3年間の検査結果から検査頻度を決定し、各浄水場系統ごとに実施します。

検査項目及び検査頻度については別表をご覧ください。

- ・毎日検査～色、濁り、臭い、残留塩素を1日1回行います。
- ・一般細菌や病原微生物など外部からの汚染の指標と考えられる基本的な9項目は、毎月1回検査を実施します。
- ・消毒副生成物及び過去3年間で基準値の1/5を超過する値が測定されている項目については、年間の値を把握するため季節変動を考慮して年4回検査を実施します。ただし、過去の検査結果が基準値の1/2を超えたことがなく、安定していると判断される項目については年1回に検査を省略します。
- ・上記以外の項目で、法令上最大3年に1回まで省略できる項目がありますが、リスク管理の観点から全項目の検査を年1回実施し水質管理を強化します。

## 5 水質管理において留意すべき事項

- ・第1・2浄水場系統～河川の表流水を水源としており、降雨、融雪等による濁水の発生に備え高感度濁度計により監視を行っております。
- 原水はクリプトスピリジウム等対策指針に基づき監視をおこないます。
- ・御影浄水場系統～水源である地下水は、良質な水が安定して取水できるため、ろ過設備を有してなく、滅菌のみで供給しております。
- ・美蔓浄水場系統～水源である地下水は、若干鉄分・マンガンは高いが比較的良好であります。急速ろ過により鉄分・マンガンを処理し水質監視を行います。
- ・熊牛浄水場系統～水源である地下水は、若干鉄分・マンガンは高いが比較的良好であります。急速ろ過により鉄分・マンガンを処理し水質監視を行います。
- ・下美蔓浄水場系統～水源である地下水は、良質な水が安定して取水できるため、ろ過設備を有してなく、滅菌のみで供給します。

## 6 水質検査の委託

毎日検査を除くすべての検査について、厚生労働大臣の登録を受けた検査機関に委託しております。検査の実施状況や検査の精度及び信頼性については、精度管理結果等の資料により確認します。

- ・R6年度委託先～帯広市上下水道部水道課 水質検査センター

## 7 臨時の水質検査

臨時の水質検査は以下のような場合により水道水が水質基準に適合しないおそれがあるときに行います。

- (1) 水源の水質が著しく悪化したとき
- (2) 水源に異常があったとき
- (3) 水源付近・給水区域及びその周辺において消化器系感染症が流行しているとき。
- (4) 净水過程に異常があったとき
- (5) 送配水管の大規模な工事、その他水道施設が著しく汚染された恐れがあるとき。
- (6) その他特に必要があると認められたとき。

## 8 水質検査計画及び検査結果の公表

水質検査計画及びその検査結果については庁舎1階まちづくり情報コーナー及び本町のインターネットホームページにおいて公開しております。

また、水質検査計画は、毎年水源の状況変化や利用者のご要望に応じて計画内容の見直しを行い、年度開始前に公表します。

## 9 関係者との連携

水源周辺での油漏洩事故等による水質汚染事故が発生したときは、主に緊急出動する清水消防署の緊急連絡により情報を把握する体制を整えています。

万が一、水系感染症が発生した場合にも、帯広保健所生活衛生課など関係機関と連携し、迅速に対応が図れる体制を整備しています。

問い合わせ先】

〒089-0192

北海道上川郡清水町南4条2丁目2番地

清水町役場水道課

TEL 0156-62-1154(直通)